

労働者派遣法に基づく情報公開（2024年度実績）

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は労働者派遣法第23条第5項に基づき、労働者派遣の実績、派遣労働者数、派遣先数、マージン率、派遣料金等の労働者派遣事業の状況に関する情報を公開することが義務付けられました。

公開情報

- 派遣労働者数
- 派遣先数
- マージン率
- 派遣料金平均金額（1日8時間計算）
- 派遣労働者賃金平均額（1日8時間計算）
- 雇用安定処置を講じた人数
- 教育訓練に関する事項
- 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項
- その他参考と認められる事項

マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合で、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※マージンとして取得しているものから、雇用保険・健康保険・厚生年金等の社会保険料、有給休暇の利用分、健康診断費用、交通費、会社運営費などを引いたものが営業利益とされます。

派遣料金等の明示

派遣労働者数	7名
派遣先数	5社
マージン率	34.89%
派遣料金平均金額（1日8時間計算）	21,300円

派遣労働者賃金平均額（1日8時間計算）	13,868円
雇用安定処置を講じた人数	1名

※雇用安定処置は、派遣先への直接雇用の依頼や新たな派遣先の提供（同一派遣元での無期雇用派遣への移行を含む）などを指します。

教育訓練に関する事項

- ・ビジネスマナー研修
- ・ソフトウェア研修
- ・情報セキュリティ研修 など

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定の締結：あり（当該協定の有効期間の終期 2026年10月14日）
- ・当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：弊社にて雇用し派遣就業しているすべての派遣労働者

その他参考と認められる事項

弊社スタッフとして就業していただく方には、有給休暇の他に、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用いただけます。